

様式第七（第4条関係）

新技術等実証計画の認定申請書

2019年 9月 12日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

経済産業大臣 菅原 一秀 殿

東京都江東区古石場 2-11-7 DADA ビル
株式会社 DADA
代表取締役
青木 大和

生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 新技術等実証の目標

(1) 背景

当社は、当社が所有するバスを改造したキャンピングカーについて、多様な使い方が可能であると考えており、これは、ヒトやモノの移動や運転にとどまらない。今後は、これらのキャンピングカーという資産の活用として、当社が所有するキャンピングカーを用いて、サービス利用者が望む時に望む場所において、キャンピングカーが保有するスペースを BtoC でシェアリングする事業を行っていくことを計画している。

具体的には、ヒトやモノの移動や運転という目的で当社を利用していただくレンタカー利用者のみならず、インバウンドを含む観光客をはじめとした、運転免許を保有しない者、または運転免許を保有しているものの実際には運転を行わない者に対しても、キャンピングカーという資産をレンタルすることが可能となれば、キャンピングカーの活用方法が広がることとなる。

（※ 多様な活用方法の一例として、最近では、自然の中での「グランピング」に注目が集まっており、こうしたアクティビティでキャンピングカーを活用することは、地方のキャンプ場等においても既存の施設・設備に手を入れることなく新たな価値創造・需要喚起を期待することができ、事業として新たな顧客獲得の手段となる。これはあくまで一例にすぎないが、キャンピングカーの使い方の多様化として新しい提案となることが期待できるため、検証の価値があるものと考えられる。）

(2) 将来構想

本実証の認定プロセスを通じて、本実証の方法によりキャンピングカーをレンタル（シェアリン

グ) する場合には、旅館業法の定める許可を要しないということが明確化され、早期に事業展開が開始できることを望んでいる。

2. 次に掲げる新技術等実証の内容

(1) 新技術等及び革新的事業活動の内容

バスを改造したキャンピングカーの保有するスペースを、サービス利用者が希望する場所にてレンタルを行う。

(2) 法第2条第2項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法

この実証において、申請者は、サービス利用者が希望する場所でキャンピングカーのレンタルを行う。(なお、ユーザーが運転免許保持者であるか否かに関わらず、車を移動させないことを前提とした利用を希望する場合に、本実証の対象としてレンタルを行う。)

キャンピングカーの引渡しは、サービス利用者が事前にWEBサービス上で選択した場所にて、キャンピングカーの移動ができない状態で行う。

本実証を通じて、キャンピングカーを固定してレンタルした場合には、適切な利用がなされ、周辺住環境への影響等の観点から問題が生じないことを確認する

【実証の手順】

イ 準備段階

- ・ 沖縄県へ、本実証に関する説明を行う。
- ・ この実証を行うことにつき、レンタルする場所の所有者又は管理者の同意を得る。
- ・ サービス利用者が予約等を行う Web サイトを開発する。
- ・ 実証に使用するバス車両を沖縄県へ移送する。

ロ 実行段階 (具体のオペレーション)

サービス利用者は、①予約専用サイトにアクセスし、②サイト上に掲載された利用可能スポットリストより、利用したい場所と日付を選択する、③利用する車両の種類を選択する(本実証時は選択欄は一つのみ)、④運転免許証の保有の有無を選択する、⑤サンドボックス制度で認定された実証に参加となることを画面上で確認し、同意書の同意欄にチェックを入れる、⑥氏名や住所等を記入する、⑦最終の予約確認を画面上で行い、クレジットカード又は銀行振込で利用料金の支払いを行う、⑧利用者は予約日において、予約した場所に行き、現地で車両の鍵を受け取り、事業者より利用方法に関する説明を受ける、⑨利用者は車内空間で自由に過ごすことができ、決められた時間までに鍵を返却する。

事業者側のオペレーションとしては、サイトに利用の予約があった場合、上記②～⑦の内容を確認する。その後、サービス利用者の予約日時までに事前にバスを利用場所まで移動させ、タイヤをロックさせる。上記⑧で利用者が到着したら、利用方法を説明し、鍵を引き渡す。

利用終了後に返却された際には、清掃等を行う当社の拠点(営業所等)へキャンピング

カーを移動し、車内の清掃を行った上で、次の予約がある場合には、その場所へキャンピングカーを移動させる。

また、想定される利用者数については、1週間あたり3組6名、2.5カ月の貸出期間で30組程度の利用を想定。レンタル料は、24時間当たり1台20,000円程度を予定。

二 実証を実施するために講ずるその他の措置

サービス利用者が運転することを防止するため、移動できないような措置をとる。

また、レンタルから返却された後は、営業所等に移動させ、清掃等を行った上で次のレンタルを行うこととする。

(3) 法第2条第2項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法

本実証の方法により、キャンピングカーを運転できない形でレンタルした場合に、適切な利用がなされ、旅館業法の保護する公衆衛生に問題を生じさせないことを確認する。

収集するデータについては、利用した人の人数、性別、世代、目的、利用感想及び車両本体への影響の有無の現地検証、周辺住民や土地所有者へのヒアリングを予定。データの分析については、免許保有者と免許非保有者の比率、性別や世代についてはどういった傾向があるかを分析する。また、本実証の運用方法による車両や近隣への影響の有無を確認する。

また、今回の実証では、複数の貸出し場所を選択できる形としつつ、レンタルするサービス利用者ごとに、事業所に持ち帰って清掃等を行う措置を取ることとしている。今回実証においては、別のサービス利用者が同じ地点を貸し出し場所として連続して選択することがどの程度起こるのかのデータを取得し、当該措置（レンタルするサービス利用者ごとに、事業所に持ち帰って清掃等を行う措置）の必要性を確認する。

なお、実証開始後は、貸し出しの開始前に、準備状況に関する報告を一度提出し、貸し出し開始後は1か月ごとに実証の状況について主務大臣に定期報告を行う。また、実証終了後は主務大臣に最終報告を行う。

実証中に重大な事故やトラブルが発生した場合には、速やかに、主務大臣に報告する。

3. 新技術等実証の実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

令和元年10月から令和2年3月末まで（6か月間）。

なお、実際の貸出しを行う実証は1月中旬～3月末まで（約2.5か月）とする。

(2) 実施場所

沖縄県内に限定して実施（貸出し場所は5か所程度を想定）

4. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

株式会社DADAが実証実施者として、以下の参加者より同意を取得する。

(1) 参加者等の具体的な範囲

- ・実施場所の管理者
- ・サービス利用者

(2) 同意の取得方法

- ・車両を貸し出しする場所の管理者に対しては、事前に説明会を実施し、実証に対して書面で同意を取得する。
- ・サービス利用者については、インターネットからの申し込みの際に、電子的な方法で実証説明と同意の取得を行う。(なお、その取得方法については、画面上で、実証の説明および同意事項の内容を読んだ後でない同意ボタンが押せない仕様にし、その上で同意事項にチェックマークを付してもらうことにより行う。)

5. 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法
約150万円を見込んでおり、自己資金で対応します。

6. 法第2条第2項第2号に規定する規制に係る新技術等関係規定の条項
旅館業法第2条

旅館業法に定める「旅館・ホテル営業」とは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業であると定めている(旅館業法2条2項)。

本実証で用いられるキャンピングカーは、一定の所在地になく、レンタルから返却された後は、営業所等に移動させ、清掃等を行った上で次のレンタルを行うこととしている。このレンタルにおけるキャンピングカーは、キャンプ場で行われるテント、寝具等の貸出しと同様、旅館業法第2条第2項にいう施設に該当せず、よって旅館・ホテル営業には該当しない。したがって、旅館業法の許可を要するものではない。

○ 旅館業法 (抄)

第一条 この法律は、旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

第二条 この法律で「旅館業」とは、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。

2 この法律で「旅館・ホテル営業」とは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

3・4 略

5 この法律で「宿泊」とは、寝具を使用して前各項の施設を利用することをいう。

7. 規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施する場合には当該規制の特例措置の内容なし

8. 連絡責任者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

氏名：中野 達哉

住所：東京都江東区古石場2-11-7 DADA ビル

電話番号：090-9306-0714

電子メールアドレス：tatsuya.nakano@dadainc.co.jp